

○ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>〈以下を追記〉</p> <p>1(5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成28年3月31日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成23年4月1日改定）」は、廃止する。</p>	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成22年4月1日改定）」は、廃止する。</p>